

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成 27 年 12 月 24 日桐生市条例第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 実施機関は、当該実施機関が法別表第 1 の下欄に掲げる事務のうち規則で定める事務又は住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された法別表第 2 の第 4 欄に掲げるもののうち規則で定める特定個人情報について、同表の第 2 欄に掲げる事務を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、教育委員会が、市長に対し、規則に定める事務を処理するために必要な規則に定める特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。